

## 被害回復分配金にかかる決定表の閲覧方法について

振り込め詐欺救済法に基づき被害回復分配金の支払申請をされた方は、被害回復分配金の内容を記載した決定表を閲覧することが可能です。

決定表の閲覧を希望する場合は、以下の事項をご確認いただきますようお願い致します。

### ○閲覧可能日時・場所

日 時：休業日を除く、平日の午前9時から午後3時まで

場 所：新田みどり農業協同組合 本店

### ○事前予約方法

「決定表閲覧請求書」を郵送等によりご提出いただいた後、当組合より日時等の詳細をご連絡差し上げます。

### ○閲覧時に必要なもの

本人確認書類

### ○注意事項

- ・決定表を閲覧できる方は、当該口座に関する被害回復分配金の支払申請人またはその代理人に限ります。
- ・閲覧の際、決定表の複写・写真撮影等は法令により禁止されています。

お問合せおよび閲覧請求書提出先	
所在 地	〒379-2313 群馬県みどり市笠懸町鹿235番地2
担当部署	新田みどり農業協同組合 金融部
電 話	0277-76-2511